

北方町ホタル保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北方町ホタル保護に関する条例（平成27年北方町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の手続)

第2条 条例第7条第2項に規定する町長の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北方町ホタル保護区域内制限行為許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第7条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、申請者に許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(許可の取消し)

第3条 町長は、前条第2項に規定する許可をした場合において、条例第7条第2項各号に該当しないと認めた場合は、その許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北方町長 様

申請者 住 所

氏 名

北方町ホタル保護区域内制限行為許可申請書

次のとおり北方町ホタル保護区域内制限行為を許可されるよう申請します。

行為をする場所	
制限行為の種類	1 ホタルの卵、幼虫及び成虫の捕獲 2 カワニナの捕獲 3 4月1日から6月30日までの草刈り、草焼き又は農薬の散布 4 アヒル等の鳥類の放育
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
保護対策上の配慮に関する事項	
備 考	

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

北方町長 印

北方町ホタル保護区域内制限行為許可書

年 月 日付けで許可申請のあった北方町ホタル保護区域内制限行為については、次のとおり許可します。

- 1 許可する行為

- 2 許可条件